ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職状況及びイに該当する雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ヘ　イに該当する雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行つた事業主であること。

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

11　前項の規定にかかわらず、安定雇用実現コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

12　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、安定雇用実現コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の五第十項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「安定雇用実現コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の五第十項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「安定雇用実現コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の五第十項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「安定雇用実現コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「安定雇用実現コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「安定雇用実現コース助成金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「安定雇用実現コース助成金」と読み替えるものとする。

13　成長分野等人材確保・育成コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号に該当する事業主を除く。）であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であつて職業安定局長が定める要件に該当する者を雇い入れる事業主であること。

(1)　（略）

(2)　第百十条第七項第一号イ及びロの雇入れを行つた事業主であること。

(3)　第百十条第九項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(4)　第百十条第十一項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(5)　第百十条第十二項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(6)　第二項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

ロ～ヘ　（略）

（削る）

（削る）

2　成長分野等人材確保・育成コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号に該当する事業主を除く。）であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であつて職業安定局長が定める要件に該当する者を雇い入れる事業主であること。

(1)　（略）

(2)　第百十条第七項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(3)　第百十条第九項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

(4)　第百十条第十項第一号イの雇入れを行つた事業主であること。

（削る）

ロ～ヘ　（略）